

ノロウイルス食中毒注意報（第 2 号）を発令したので、お知らせします。

# ノロウイルス食中毒注意報発令

令和 8 年 7 月 2 4 日（金）～令和 8 年 1 0 月 1 日（木）まで

## 1 発令理由

市立函館保健所管内の感染性胃腸炎の定点あたり報告数が第 2 9 週において 1 0 以上となり、ノロウイルスによる食中毒の発生が危惧されるため。

## 2 管内の感染性胃腸炎報告状況

|         | 期 間                  | 定点あたり報告数 |
|---------|----------------------|----------|
| 第 2 9 週 | 2026/7/13～ 2026/7/19 | 10.25    |

## 3 注意報発令回数および延べ週数（今回含む）回数：2 回 延べ週数：2 0 週

## 4 注意報発令中における心得

- (1) 調理前，食事前，用便後は石けんを使って手をよく洗いましょう。
- (2) 手洗いの後，使用するタオルは，ペーパータオル等清潔なものを使用しましょう。
- (3) 食べる前に十分加熱しましょう。
- (4) まな板，包丁，ふきん等は，熱湯か消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）を用いて消毒しましょう（アルコールは効きません）。
- (5) 下痢，吐き気，腹痛，発熱などの症状があるときは調理業務に従事せず，医療機関を受診しましょう。
- (6) 患者，入居者の便，嘔吐物の処理は，調理従事者以外の職員が行い，調理室にウイルスを持ち込まないようにしましょう。
- (7) 施設内で感染性胃腸炎が流行したときは，ドアノブ等の消毒も実施しましょう。

お問い合わせ先

市立函館保健所 生活衛生課 食品衛生担当

(TEL) 0138-32-1523

(FAX) 0138-32-1526

\*従業員および関連施設，または市民等に対しての周知をお願いいたします。